

判例研究

オンライン販売業者が製造者保証に関する
情報提供義務を負うか否かにつきこれを
否定した事例

—— 2022年11月10日ドイツ連邦通常裁判所民事
第1部判決の検討 ——

古谷 貴之

I はじめに

インターネット取引プラットフォーム上で商品を販売する売主（事業者）がその商品に「製造者保証」（いわゆる「メーカー保証」）が付されていることについて買主（消費者）に対し情報提供義務を負うかどうか争われた裁判で、ドイツ連邦通常裁判所（以下「BGH」と表記する。）民事第1部は、2022年11月10日、売主（事業者）の情報提供義務を否定する判決を言い渡した。⁽¹⁾この判決は、製造者保証に関するオンライン販売業者の情報提供義務をめぐる一連の事件についてBGHが最終的な判断を示したものと注目される。

(1) BGH, Urteil vom 10. 11. 2022 – I ZR 241/19.=GRUR 2022, 1832.; 本判決について、Jens Schulze zur Wiesche, Keine Informationspflicht über Herstellergarantie bei nur beiläufiger Erwähnung in der Werbung eines Online-Händlers, GRUR-Prax 2023, 79.; Barbara Grunewald, Anmerkung, EWiR 2023, 15.; Wendt Nassall, jurisPR-BGHZivilR 2/2023 Anm. 3.; Wolfgang Büscher, Aus der Rechtsprechung des EuGH und des BGH zum Lauterkeitsrecht seit Ende 2021 (Teil 1), GRUR 2023, 291, 301 f.; Michael Stöber, Anmerkung, BB 2023, 209も参照。

2021年2月11日、BGHは、本件に関連するEU法の解釈を求めて欧州連合司法裁判所（以下「EuGH」と表記する。）に事件を付託する決定を行った。⁽²⁾ BGHの質問事項は、主として、インターネット取引プラットフォーム上で商品を販売する売主（事業者）が当該商品の製造者（メーカー）とは異なる場合に、売主（事業者）が消費者権利指令（2011/83/EU）に基づいて買主（消費者）に対し「製造者保証」に関する情報提供義務を負うか否かというものであった。その後、事件がEuGHに係属し、約1年3か月にわたる審議の後、2022年5月5日にEuGHの先決裁定が下された。⁽³⁾

EuGHによると、「売主（事業者）は、製造者保証が存するだけで常にこれに関する情報提供義務を負うことにはならない」という。

このEuGHの先決裁定を受けて下されたのが本稿で検討する2022年11月10日のBGH判決（以下「本判決」ともいう。）である。本稿は、このBGH判決を素材に検討を行い、同判決の意義を明らかにしつつ、製造者保証に関するオンライン販売業者の情報提供義務をめぐる従来の議論を総括することを目的とする。なお、本稿は、日本法を直接の検討対象とするものではないが、ドイツにおける製造者保証に関する情報提供義務の問題を検討することによって、インターネット取引プラットフォーム上で行われる商品取引のあり方を分析するための1つの比較法的視座を得ることができる。

(2) BGH, Beschluss vom 11.02.2021 - I ZR 241/19.; 本決定について、拙稿「オンライン販売業者の製造者保証に関する情報提供義務の範囲について —— 2021年2月11日ドイツ連邦通常裁判所民事第1部決定の概要 ——」産大法学 55巻2号（2021年）297頁以下も参照。

(3) EuGH, Urteil vom 05.05.2022 - C-179/21 (Victorinox).; 本判決について、拙稿「製造者保証に関するオンライン販売業者の情報提供義務について —— EU司法裁判所2022年5月5日判決の検討 ——」産大法学 56巻3号（2022年）115頁以下、今野裕之監修=亀岡倫史「『製造者による約定保証』についてのオンライン販売業者の情報提供義務（上）（下）」国際商事法務 50巻12号（2022年）1698頁、51巻2号（2023年）259頁、Karin Sein, Pre-contractual Traders' Disclosures about the Manufacturer's Guarantee: Only if Made Central to the Offer, EuCML 2023, 32も参照。

オンライン販売業者が製造者保証に関する情報提供義務を負うか否かにつきこれを否定した事例

以下では、まず、事案の概要を紹介し（Ⅱ・Ⅲ）、本判決の内容を紹介する（Ⅳ）。そのうえで、本判決の検討を行い（Ⅴ）、最後に、日本法への示唆を述べることにしたい（Ⅵ）。

Ⅱ 2021年2月11日BGH決定⁽⁴⁾

1 事案の概要

本件訴訟の当事者は、ポケットナイフ（以下「本件ポケットナイフ」という。）のオンライン販売において互いに競争関係に立つ事業者らである。

被告Yは、インターネット取引プラットフォームA（以下、単に「A」という。）でスイスの製造業者Vが製造した本件ポケットナイフを販売・提供した。Aの申込みサイトにはY又は第三者が提供する本件ポケットナイフの「保証」に関する記載は直接にはされていないものの、「その他の技術情報」という項目の下で「取扱説明書（PDF）」と表示されたハイパーリンクが貼られていた。このリンクをクリックすると、Aの運営者のサーバーに保存されている2頁分の製品情報に関するPDF文書（この文書は本件ポケットナイフの製造者Vが作成したものである。）が開くようになっていた。同文書1頁目には本件ポケットナイフの多目的用途に関する説明があり、また、同文書2頁目には本件ポケットナイフの他の用途とメンテナンスに関する情報、そして「保証」に関する次の情報が記載されていた。

「V保証は、あらゆる材料及び製造上の欠陥について永久に適用されます（ただし、電子機器については2年間です）。通常損耗又は不適切な使用によって生じた損害は、保証の対象になりません。」

原告X（競争事業者）は、上記の表示（取扱説明書のリンク）では本

(4) 拙稿・前掲注(2)299頁以下も参照。

件ポケットナイフの保証に関する情報提供として十分でないとした上で、Y に対し、Y が本件取引行為において「消費者の法定の権利」及び「この法定の権利が保証によって制限を受けないこと」並びに「保証の及ぶ地理的範囲」を示さずに本件ポケットナイフを販売することのないように本件ポケットナイフの販売の差止めを求めた。

第一審（ボーフム地方裁判所⁽⁵⁾）は、「取扱説明書のリンクを貼ることは、消費者の経済的行為に重大な影響を及ぼす取引行為とはいえない」、「Y は、実際の申込みサイトのどこにも『保証』という言葉を使って広告していない」、「Y が貼った取扱説明書のリンク（その 2 頁目に保証に関する言及がある）は、保証を付した Y の保証表示とも広告ともいえない」などと判示して、X の差止請求（不正競争防止法〔以下「UWG」⁽⁶⁾と表記する。〕第 8 条、第 3 条、第 3a 条）を棄却した。

これに対し、原審（ハム上級地方裁判所⁽⁷⁾）は、第一審判決を変更し、X の請求を認容した。原審によれば、① 通信販売における製品の情報提供義務について定めるドイツ民法〔以下「BGB」と表記する。〕第 312d 条第 1 項第 1 文に関連する民法導入法〔以下「EGBGB」と表記する。〕第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号の規定の趣旨及び目的は、専ら製品の売主又は第三者の保証表示が存在することを前提に、消費者に対し契約を締結するかどうかを判断する上で可能な限り包括的な情報を提供することにある。この売主の情報提供義務の趣旨・目的からすると、本件のように、商品の申込みに保証が存在することを指示する（販売プラットフォームにおいて製造者の商品取扱説明書のハイパーリンクを貼る）場合には、保証に関する事業者の情報提供義務が認められる。」などと判示して、X の請求を認容した。

(5) LG Bochum, 21. 11. 2018 - 13 O 110/18.

(6) UWG の和訳として、中田邦博=カライスコス アントニオス=古谷貴之「2021 年ドイツ不正競争防止法改正の意義と条文訳」社会科学研究年報（龍谷大学社会科学研究所）52 号（2022 年）231-251 頁を参照。

(7) OLG Hamm, 26. 11. 2019 - I-4 U 22/19.

オンライン販売業者が製造者保証に関する情報提供義務を負うか否かにつきこれを否定した事例

Y が上告したところ、BGH は、次のとおり、消費者権利指令（2011/83/EU）第 6 条第 1 項(m)の解釈について EuGH に対し先決裁定を求めた。⁽⁸⁾

2 BGH 決定

(1) 製造者保証が存するだけで指令（2011/83/EU）第 6 条第 1 項(m)に基づく情報提供義務が生じるか。

(2) 質問事項 1 が否定的に回答される場合：事業者が申込時に製造者保証に言及したことによって指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m)に基づく情報提供義務が生じるか、又はその言及が消費者にとって容易に認識可能な場合に当該義務が生じるか。

(3) 指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m)が要求する製造者保証の存在及びその条件に関する情報は、指令 1999/44/EG 第 6 条第 2 項に基づく保証と同様の情報を含む必要があるか、又はそれよりも少ない情報で足りるか。

Ⅲ 2022 年 5 月 5 日 EuGH 判決

BGH の質問に対し、EuGH は 2022 年 5 月 5 日の判決で次のとおり回答した。⁽⁹⁾

(1) 売主（事業者）は、製造者保証が存するだけで常にこれに関する情報提供義務を負うことにはならない。

(2) しかし、売主（事業者）は、製造者保証の存在を物品の申込みに際しての「中心的又は決定的なメルクマール」としている場合には、これに関する情報提供義務を負う（指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)を参照）。

(3) この場合において、売主（事業者）が提供すべき「保証の存在及びその条件」に関する情報の内容は、消費者が事業者との間の契約上の拘束に入るかどうかを決定できるために必要かどうかという観点から個別具体的に

(8) 拙稿・前掲注(2)302 頁以下も参照。

(9) 拙稿・前掲注(3)119 頁以下も参照。

に判断される（指令 2011/83 第 6 条第 1 項(m)に関連する指令 1999/44 第 6 条第 2 項の 2 つ目のダッシュを参照)】。

IV 2022 年 11 月 10 日 BGH 判決

EuGH から回答を受け取った BGH は、概ね EuGH 判決の趣旨に即した判断を示し、Y の上告を認容した上で、結論として、原判決を破棄し、原々審判決を正当として是認した。以下では、BGH 判決の内容を詳しくみていくことにしたい。なお、判決文引用中の下線及び圏点は筆者によるものである。

1 被告 Y の情報提供義務違反について（否定）

BGH は、次のとおり述べて、Y の契約締結前の情報提供義務違反を否定した。

「X は、UWG 第 8 条第 1 項第 1 文、第 3 条第 1 項に基づく差止請求権を行使することができない。インターネット上の申込みにおいて、リンク先の製品情報シートに記載されている製造者保証につき、より詳細な情報を提供しなかったことについて、Y が不正な取引行為を行ったということとはできない。これによって、Y は、原審の見解とは異なり、BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文、EGBGB 第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号（2022 年 5 月 7 日まで効力を有した旧規定）に基づく契約締結前の情報提供義務に違反したことになる（これについては下記 B I を参照）。また、Y は、BGB 第 479 条第 1 項、第 443 条第 1 項に基づく契約上の保証引受けの際の情報提供義務にも違反したとはいえない（これについては下記 B II を参照）。」

BGH によると、Y の情報提供義務違反の有無は、① BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文、EGBGB 第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号、及び、② BGB

オンライン販売業者が製造者保証に関する情報提供義務を負うか否かにつきこれを否定した事例第 479 条第 1 項、第 443 条第 1 項に基づいて問題となる。①は、通信取引契約における事業者の契約締結前の情報提供義務について定める規定である。また、②は、売主が保証書（保証表示）を提供した場合における売主の情報提供義務について定める規定である。BGH は、結論において、Y がこれらの情報提供義務に違反しないとした。以下、順に、BGH の判決理由を確認していきたい。

(1) 通信取引契約における事業者の契約締結前の情報提供義務

BGH は、まず、通信取引契約における事業者の契約締結前の情報提供義務について定める BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文、EGBGB 旧第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号（2022 年 5 月 28 日以降は EGBGB 新第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 12 号）に照らし、Y の情報提供の不作为が不正な取引行為に該当するか否かを問題とする。その際、BGH は、Y が情報提供義務に違反した場合の差止請求の根拠として UWG 第 3a 条の規定ではなく、UWG 第 5a 条の規定を参照する。

この点、BGH は 2021 年の付託決定時には差止めの根拠条文として UWG 第 3a 条（「法違反」）を挙げていたが、⁽¹⁰⁾本判決はこれを UWG 第 5a 条（「不作为による誤認惹起」）の問題として扱うのが相当であるとする。⁽¹¹⁾

「a）商業通信に関して情報提供義務違反がある場合には、行為の不正性は、専ら UWG 第 5a 条に従って判断される（2022 年 5 月 27 日まで適用された UWG 旧第 5a 条第 2 項及び第 4 項について、BGH, Urteil vom 7. April 2022 – I ZR 143/19, GRUR 2022, 930 [juris Rn. 23 bis 25]=WRP 2022, 847 – Knuspermüsli II; Urteil vom 19. Mai 2022 – I ZR 69/21, GRUR 2022, 1163 [juris Rn. 60]=WRP 2022, 977 – Grundpreisangabe im Internet を参照）。当裁判所が先決裁定手続において BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文、

(10) BGH, (Fn. 1), Rn. 11, 48.

(11) BGH, (Fn. 3), Rn. 15.

EGBGB 旧第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号に基づく情報提供義務の違反がある場合にその不正性は UWG 第 3a 条から導かれるとした点につき (BGH, GRUR 2021, 739 [juris Rn. 11 und 48] - Herstellergarantie III)、当裁判所はこれを維持しない。

b) BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文、EGBGB 旧第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号の規定は、商業通信に関連するものである。なぜなら、ここに定める情報は消費者が契約上の表示を行う前に消費者に対して提供されなければならないとされており (BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文、EGBGB 第 246a 条 § 4 第 1 項)、それによって製品の販売を促進する役割を果たすからである (商業通信の概念について、BGH, Beschluss vom 10. Februar 2022 - I ZR 38/21, GRUR 2022, 500 [juris Rn. 65 f.] = WRP 2022, 452 - Zufriedenheitsgarantie; BGH, GRUR 2022, 930 [juris Rn. 34] - Knuspermüsli II を参照)。したがって、BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文、EGBGB 旧第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号に定める情報提供義務の違反は、専ら UWG 第 5a 条に基づいて不正性が根拠づけられる⁽¹²⁾。

BGH は、このように差止めの法的根拠を示したうえで、本件において、売主 (Y) は、UWG 旧第 5a 条第 2 項及び第 4 項に違反したことはないとした。BGH によれば、Y は、製造者保証に関する情報を消費者に提供する義務を負わないという。

「Y は、UWG 旧第 5a 条第 2 項及び第 4 項 (UWG 新第 5a 条第 1 項、第 5b 条第 4 項) に基づき不正に行動したことにはならない。なぜなら、Y は、BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文、EGBGB 旧第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号 (EGBGB 新第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 12 号) に基づいて消費者に提供されるべき『V 保証』に関する情報を提供しなかったとはいえないからである。原審の見解とは異なり、Y は、上記規定に基づいて、

(12) BGH, (Fn. 3), Rn. 16-17.

オンライン販売業者が製造者保証に関する情報提供義務を負うか否かにつきこれを否定した事例
提供品の製造者が約定した保証についてインターネット上で詳細に説明す
る義務を負わなかつた。⁽¹³⁾」。

BGH は、その理由について、次のとおり判示する。

「bb) Y の申込サイトにある製造者の製品情報シートとそこに記載された保証へのリンクは、本件事情の下では、BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文、EGBGB 旧第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号 (EGBGB 新第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 12 号) に基づく製造者保証の条件に関する契約締結前の情報を提供する Y の義務を基礎付けるものでない。

(1) EGBGB 旧第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号 (EGBGB 新第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 12 号) 及び指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) の文言によれば、事業者の情報提供義務は、『該当する場合』のみ存在する。この観点から、EuGH は、当裁判所の付託を受け、製造者が提供する商業保証に関して指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) に定める事業者の契約締結前の情報提供義務はこの保証が存在するだけでは生ぜず、消費者が事業者に対して契約上拘束されるかどうかを決定する観点から保証に関する情報を受け取ることに正当な利益を有する場合にのみこの義務が生ずると判示した (EuGH, GRUR 2022, 832 [juris Rn. 38 bis 42] - Victorinox)。

EuGH の判例によれば、このような正当な利益は、特に事業者が製造者の商業保証をその提供の中心的又は決定的なメルクマールとする場合に存在するとされている。このような場合、事業者は、販売又は宣伝を促進させるために、つまり競合他社の申込みと比べて自社の申込みの競争力又は魅力を高めるために製造者の商業保証が存することを明示して消費者の注意を喚起した上で、消費者を保護するために別途存在する既存保証とそれらの相互関係に関して不明瞭、曖昧又は不完全な情報が提供されることによって消費者が誤認を惹起することを防止し、また、その保証が製造者に

(13) BGH, (Fn. 3), Rn. 24.

由来するものであり、事業者に由来するものではないことを消費者に認識させなければならない (EuGH, GRUR 2022, 832 [juris Rn. 44 bis 46] - Victorinox)。これに対し、製造者の商業保証が事業者の申込みに付随するにすぎず、あるいはそれを取るに足らない、若しくは無視できるような程度で言及されるにすぎず、申込みの内容と形式を考慮したときに、客観的にみれば、取引上の主張をしているとも消費者の誤認を惹起しているとも言えない場合には、事業者は単に保証に言及しただけでこれに関する契約締結前の情報提供義務を消費者に対して負うことはない (EuGH, GRUR 2022, 832 [juris Rn. 47] - Victorinox)。

製造者の商業保証が事業者の申込みの中心的又は決定的なメルクマールとなるかどうかを判断するためには、当該物品に関する申込みの内容及びその一般的な形態を考慮し、さらに、販売促進ないし広告手段としての製造者の商業保証にどの程度言及しているのか、申込みの際の保証の記載場所はどこか、このような言及によって一般的な情報を有し、合理的に判断でき、かつ、理解力のある平均的消費者がその行使しうる様々な保証の権利に関して又は実際の保証者の身元に関して誤認を惹起し、又は混乱を招く危険があるかどうか、申込みの中で当該物品に関する他の保証についての説明があるかどうか等、消費者の客観的な要保護性を根拠づけるあらゆる要素を考慮しなければならない (EuGH, GRUR 2022, 832 [juris Rn. 48] - Victorinox)。

事業者の申込みにおける製造者の商業保証の言及が指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項 (m) に定める契約締結前の情報提供義務を生じさせる事業者の申込みの中心的又は決定的なメルクマールになるとみなすことができるかどうかは、これらの基準に基づいて加盟国の裁判所が判断することになる (EuGH, GRUR 2022, 832 [juris Rn. 49] - Victorinox を参照)。

(2) 上記の基準に照らすと、本件の製造者保証は、BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文、EGBGB 旧第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号 (EGBGB 新第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 12 号) に基づき、この保証の条件に関する契約締結前の情報を消費者に提供する義務を正当化できる Y のインターネット

オンライン販売業者が製造者保証に関する情報提供義務を負うか否かにつきこれを否定した事例上の表示の中心的又は決定的なメルクマールとはなっていない。

製造者保証については、申込みサイト自体にはその記載がなく、〔同サイトに〕添付されている製造者の製品情報シートの中にその記載があった。消費者がこの製品情報シートにアクセスできるのは、申込みサイトの「その他の技術情報」の小見出しの下にある「取扱説明書」と記載されたリンクをクリックした場合のみであった。この〔取扱説明書という〕呼称は、——控訴審でも前提とされているが——、提供されたポケットナイフの技術的、機能的な説明を指すものである。そして、リンク先の製造者の製品情報シートでは、ポケットナイフの機能やメンテナンス方法等の説明の後に保証が記載されている。そこでは、『V 保証』と表記されていることから、Y の保証ではなく、製造者の保証であることがわかる。このような事情の下で、Y は、付随的に言及したにすぎない製造者保証をその申込みの特別なセールスポイントとして用い、消費者の注意を引いたわけではなく、また、保証者に関して消費者の誤認を惹起したわけでもなかった⁽¹⁴⁾のである。〕。

上記のとおり、BGH は、EuGH 判決と同様に⁽¹⁵⁾、本件において Y はインターネット上で製造者保証に関する情報を提供する義務を負わないとした⁽¹⁶⁾。BGH によれば、①「製造者が提供する商業保証に関して指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m)に定める事業者の契約締結前の情報提供義務はこの保証が存在するだけでは生ぜず、消費者が事業者に対して契約上拘束されるかどうかを決定する観点から保証に関する情報を受け取ることに『正当な利益』を有する場合にのみこの義務が生ずる」という。また、②この「正当な利益」は、「特に事業者が製造者の商業保証をその提供の中心的又は決定的なメルクマールとする場合に存在する」という。これに対し、③「製造者の商業保証が事業者の申込みに付随するにすぎず、あるいはそれ

(14) BGH, (Fn. 1), Rn. 34-40.

(15) 拙稿・前掲注(3)126頁も参照。

(16) この点につき、拙稿・前掲注(3)131頁も参照。

が取るに足らない、若しくは無視できるような程度で言及されるにすぎず、申込みの内容と形式を考慮したときに、客観的にみれば、取引上の主張をしているとも消費者の誤認を惹起しているとも言えない場合には、事業者は単に保証に言及しただけでこれに関する契約締結前の情報提供義務を消費者に対して負うことはない」という。本件では、被告のインターネット上の表示において、製造者保証は被告の商品申込みの中心的又は決定的な特徴とはなっていないと判断された。

(2) 保証の提供に基づく情報提供義務

次に、BGH は、BGB 第 479 条第 1 項の規定の違反を理由に X が UWG 第 8 項第 1 項第 1 文、第 3 条第 1 項、第 3a 条に基づく差止請求権を行使することができるかどうかについて検討する。

BGB 旧第 479 条第 1 項によれば、保証書 (BGB 第 443 条) は、簡単かつ理解しやすい方法で作成されなければならない (第 1 文)。保証書には、消費者の法定の権利及びそれが保証によって制限されないことへの言及 (第 1 号)、保証の内容、保証を実行する上で必要なすべての必須情報、特に保証の保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲、並びに、保証者の名称及び住所 (第 2 号) が含まれていなければならない。この規定は、消費動産売買指令 (1999/44/EC) 第 6 条第 2 項の規定を国内法化したものである。

また、2022 年 1 月 1 日施行の BGB 新第 479 条第 1 項によると、保証書 (BGB 第 443 条) は、簡単かつ理解しやすい方法で作成されなければならない (第 1 文)。保証書には、瑕疵がある場合の消費者の法定の権利、これらの権利の行使は無償であること、及びこれらの権利が保証によって制限されないことへの言及 (第 1 号)、保証者の名称及び住所 (第 2 号)、消費者が保証を請求するための手続 (第 3 号)、保証の対象となる商品の識別情報 (第 4 号)、保証の条件、特に保証期間及び保証の地理的適用範囲 (第 5 号) を含まなければならない。この規定は、物品売買指令 (2019/771/EU) 第 17 条第 2 項第 3 文の規定を国内法化したものである。BGB 新第 479 条第 1 項では、旧規定に比べて、提供すべき情報の範囲が拡大さ

オンライン販売業者が製造者保証に関する情報提供義務を負うか否かにつきこれを否定した事例
れている。

本件では、売主（Y）がBGB第479条第1項に定める情報を買主（消費者）に提供しない場合に売主（Y）の情報提供義務違反が認められるかどうか、また、情報提供義務違反が認められる場合にUWG第3a条（法違反）を根拠に原告（X）による差止めの請求が認められるかが問題となった。ここでは、とりわけ、「V保証」を含む製造者の製品情報シートへのリンクがBGB第479条第1項、第443条第1項の意味における「保証」の提供に該当するかが問題となる。これが「保証」の提供といえない場合には、そもそも売主（Y）の情報提供義務は問題とならず、UWG第3a条の規定も適用されない。

この点、まず、BGHは、「保証書」の概念について、一般論として次のとおり判示する。

「a）売買契約（従属保証）又は独立保証契約の締結をもたらず意思表示のみが、BGB第479条第1項、第443条第1項にいう保証書の概念に含まれるが、他方で、消費者に対し注文を促すだけの広告であって、これとの関連で法的拘束力を約することなく保証を告知する広告は保証書の概念に含まれない（2017年12月31日まで適用されるバージョンのBGB第477条第1項 [旧規定]）。BGH, Urteil vom 14. April 2011 - I ZR 133/09, GRUR 2011, 638 [juris Rn. 26]=WRP 2011, 866 - Werbung mit Garantie ; Urteil vom 15. Dezember 2011 - I ZR 174/10, GRUR 2012, 730 [juris Rn. 43]=WRP 2012, 930 - Bauheizgerät ; Urteil vom 5. Dezember 2012 - I ZR 146/11, GRUR 2013, 851 [juris Rn. 10]=WRP 2013, 1029 - Hersteller-garantie II を参照。また、BGH, GRUR 2022, 500 [juris Rn. 33] - Zufriedenheitsgarantie も参照）。

b）このような解釈は、BGB旧第479条第1項に関連するBGB第443条第1項の保証概念によって国内法に転換された指令1999/44/EC第1条第2項(e)の規定（Begründung des Abgeordnetenentwurfs eines Gesetzes zur Modernisierung des Schuldrechts, BT-Drucks. 14/6040, S. 238を参照）、

及び、BGB 新第 479 条第 1 項に関連する法律上の保証概念によって国内法に転換された指令 (EU) 2019/771 第 2 条第 12 号の規定 (BeckOGK, BGB/Stöber, Stand 1. August 2022, § 443 Rn. 8 f. を参照) に合致するものである。

指令 1999/44/EC 第 1 条第 2 項 (e) によれば、『保証』とは、消費動産が保証書又は関連広告に記載された性質に適合しない場合に、売主又は製造者が、消費者に対し、追加料金なしで、売買代金の返還、消費動産の取替え若しくは修補、又はその他の方法で救済する一切の義務のことをいう。指令第 6 条第 1 項によれば、保証は、保証書及び関連広告に記載された条件に基づいて保証提供者を拘束するものであることを要する。

指令 (EU) 2019/771 第 2 条第 12 号によれば、この指令の意味において、『商業保証』とは、法定保証に加えて、契約締結時又は締結前に利用することができる保証書又は関連広告に記載されているとおりに物品がその性質を有していない場合に又は契約適合性に関わらない他の要件を満たしていない場合に、売主又は製造者 (保証者) が、消費者に対し、売買代金の返還、物品の取替え若しくは修補、又はその他の救済を行う一切の義務のことをいう。

これによると、保証の概念に含まれるのは、法的拘束力のある保証書 (die rechtlich verbindliche Garantieerklärung) のみということになる (指令 1999/44/EC 第 1 条第 2 項 (e) について、EuGH, GRUR 2022, 832 [juris Rn. 57] - Victorinox を参照。BGB 旧第 477 条第 1 項について、BGH, GRUR 2011, 638 [juris Rn. 26 bis 31] - Werbung mit Garantie を参⁽¹⁷⁾照)。¹⁷⁾。

上記のとおり、BGH は、BGB 第 479 条第 1 項、第 443 条第 1 項に定める「保証」(ないし「商業保証」)の概念について、各規定の基礎にある EC / EU 指令を参照しつつその意味を明らかにした。BGH によれば、当

(17) BGH, (Fn. 3), Rn. 54-58.

オンライン販売業者が製造者保証に関する情報提供義務を負うか否かにつきこれを否定した事例
該規定にいう「保証」概念に含まれるのは、法的拘束力のある保証書（保証表示）のみであるという。

それでは、本件ウェブサイト上に製造者保証のリンクを貼る行為は「法的拘束力のある保証書（保証表示）」の提供とみなされるだろうか。この点について、BGH は、次のとおり述べて、これを否定した。

「c）事業者が消費者に対し前記の意味における保証書を交付し、したがってこの表示が BGB 第 479 条第 1 項に定める要件に該当する事例と広告に該当する場合とは区別されなければならないが、広告に該当するかどうかは、事業者が単に申込みの誘引（*invitatio ad offerendum*）を行ったのか、それとも BGB 第 145 条の意味での法的拘束力のある申込みを行い、消費者がこれに承諾すべきかどうかを決定するものであるかによって判断される（BGB 旧第 477 条第 1 項について、BGH, GRUR 2013, 851 [juris Rn. 11] – *Herstellergarantie II* を参照；BGH, GRUR 2011, 638 [juris Rn. 32] – *Werbung mit Garantie*；GRUR 2012, 730 [juris Rn. 43] – *Bauheizgerät* も参照）。

疑義が生じる場合には、インターネットを通じて送信された注文を促進する行為は、単なる申込みの誘引（*invitatio ad offerendum*）と解されなければならない（BGH, GRUR 2011, 638 [juris Rn. 32] – *Werbung mit Garantie*；GRUR 2012, 730 [juris Rn. 43] – *Bauheizgerät*；GRUR 2013, 851 [juris Rn. 11] – *Herstellergarantie II*；BGH, Urteil vom 16. Oktober 2012 – X ZR 37/12, BGHZ 195, 126 [juris Rn. 14] も参照）。このような場合には、製造者保証への言及があっても、それは単に製造者が将来において保証契約を締結する可能性があることを示す申込みに過ぎない（*MünchKomm. BGB/S. Lorenz*, 8. Aufl., § 479 Rn. 3 を参照）。

d) これらの原則によれば、Y が行ったインターネット上の表記は、保証表示を含むものとはいえない。原審は、Y が『V 保証』を記載した製造者の製品情報シートへのリンクを提供することで契約上の拘束力が認められる形で製造者の保証書を交付したとは判断していない。また、本件ウェブサイトから、Y が消費者に対しその提供する製品が注文されることに

よって製造者と保証契約を締結するように申し入れたという事実も読み取
ることはできない。当裁判所は、Yの申込みの形態に関する原審の事実
認定に基づいて、当裁判所自身の経験則に照らしてこれを自ら判断するこ
とができる（BGH, Urteil vom 11. Oktober 2017 – I ZR 78/16, GRUR 2018,
431 [juris Rn. 48]=WRP 2018, 413 – Tiegelgröße; Urteil vom 11. Februar
2021 – I ZR 126/19, GRUR 2021, 746 [juris Rn. 46]=WRP 2021, 604 – Dr. Z
を参照）。——原審も前提としたとおり——『その他の技術情報』の小見
出しとリンク付きの『取扱説明書』の表記は提供される製品の技術的・機
能的説明を示すものであり、法律行為上の保証表示の交付や伝送とはいえ
ず、このような事実は、むしろ製造者保証の拘束力を伴う約束があること
を否定的に解する論拠となるものである。⁽¹⁸⁾」。

2 結論

上記のとおり述べて、BGHは、①通信取引契約上の情報提供義務（BGB第312d条第1項第1文、EGBGB第246a条§1第1項第1文第9号）、及び、②「保証の提供」に基づく情報提供義務（BGB第443条第1項、第479条第1項）のいずれについてもYの情報提供義務違反を否定したうえで、⁽¹⁹⁾原判決を破棄し、Xの請求を棄却した。

V 検 討

インターネット取引プラットフォーム上で商品を販売する売主（事業者）が当該商品の製造者（メーカー）とは異なる場合に、売主（事業者）が「製造者保証」に関する情報提供義務を負うか否かが争われた裁判において、BGHは、本件事案の個別事情を考慮し、これを否定する判断を下した。本判決は、製造者保証に関するオンライン販売業者の情報提供義務

(18) BGH, (Fn. 3), Rn. 59-61.

(19) 詳しくは、拙稿・前掲注(2)301-302頁を参照。

オンライン販売業者が製造者保証に関する情報提供義務を負うか否かにつきこれを否定した事例をめぐる一連の問題について BGH が最終的な判断を示したものとして注目される。また、本判決は、いかなる場合に売主（事業者）が情報提供義務を負うのかについても判示しており、売主（事業者）の情報提供義務の根拠を明らかにするうえで重要な示唆を与える。以下、「通信取引契約上の情報提供義務」と「保証の提供に基づく情報提供義務」という2つの観点から本判決の検討を行う。

1 通信取引契約上の契約締結前の情報提供義務

インターネット取引プラットフォーム上で商品の販売を行う売主（事業者）は、BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文、EGBGB 旧第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号に基づき、「該当する場合には……商業保証の存在及びその条件」に関する情報を消費者に対して提供する義務を負う。売主（事業者）がこの情報提供義務に違反する場合には、当該売主（事業者）の取引行為（通信販売）は UWG 第 5a 条（情報不提供による誤認惹起）に基づく差止めの対象となる（本判決の欄外番号 15 も参照）。

本件では、売主（Y）が「製造者保証」（商業保証）に関する情報提供義務を負うかが問題となった。この点、本判決によれば、単に製造者保証が存在するというだけでは売主（事業者）の情報提供義務は生じない（この場合、BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文、EGBGB 旧第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号にいう「該当する場合には」の要件を満たさない）という。売主（Y）は、消費者が製造者保証を受け取ることにつき「正当な利益」を有する場合のみ、情報提供義務を負うという。そして、本判決によれば、このような「正当な利益」は、「特に事業者が製造者の商業保証をその提供の中心的又は決定的なメルクマールとする場合」に認められるという。製造者保証が商品の申込みに際しての「中心的又は決定的なメルクマール」となっているか否かを判断するには、「当該物品に関する申込みの内容及びその一般的な形態を考慮し、さらに、販売促進ないし広告手段としての製造者の商業保証にどの程度言及しているのか、申込みの際の保証の記載場所はどこか、このような言及によって一般的な情報を有し、合

理的に判断でき、かつ、理解力のある平均的消費者がその行使しうる様々な保証の権利に関して又は実際の保証者の身元に関して誤認を惹起し、又は混乱を招く危険があるかどうか、申込みの中で当該物品に関する他の保証についての説明があるかどうか等、消費者の客観的な要保護性を根拠づけるあらゆる要素を考慮しなければならない」という。本件では、結論として、製造者保証は売主（Y）の商品申込みの「中心的又は決定的なメルクマール」とはなっていないと判断された。

本件における製造者保証の表示は A の商品申込みサイトそれ自体には現れておらず、同サイトの「その他の技術情報」という項目の下に貼られた「取扱説明書（PDF）」のリンクから飛んだ先の文書（製品情報シート）2 頁目に記載されていたにすぎないことから、これをもって製造者保証が商品の申込みに際しての「中心的又は決定的なメルクマール」となっているとは判断できないとされたものである。BGH が判示するとおり、本件の事実関係のもとで本件製造者保証の存在が消費者の商品購入の意思決定に重大な影響を及ぼすものとはいえないと考えられ、その点で BGH の判断は結論において妥当なものであったように思われる。⁽²⁰⁾

2 「保証」の提供に基づく情報提供義務

BGB 旧第 479 条によれば、保証書（BGB 第 443 条）は、簡単かつ理解しやすい方法で作成されなければならない（第 1 文）。保証書には、消費者の法定の権利及びそれが保証によって制限されないことへの言及（第 1 号）、保証の内容、保証を実行する上で必要なすべての必須情報、特に保証の保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲、並びに、保証者の名称及び住所（第 2 号）が含まれていなければならない。

(20) EuGH 判決も参照（EuGH, (Fn. 3) Rn. 5-52.; 拙稿・前掲注(3)125頁）。また、Sein, EuCML 2023, 32, 34 も参照（「ピクトリノックスの保証 [V 保証] に関する情報は、absoluts-bikes [本件の Y] のアマゾンのウェブページ上では十分に表示されていなかったため、この情報がポケットナイフを購入するかどうかの消費者の判断に影響を与えることはないだろう。』）。

オンライン販売業者が製造者保証に関する情報提供義務を負うか否かにつきこれを否定した事例

本件では、製造者保証の記載がある PDF ファイルへのリンクを貼る行為が売主（事業者）による「保証」の提供といえるのかどうか問題となった。

この点、本判決は、BGB 第 479 条第 1 項、第 443 条第 1 項にいう「保証」概念には「法的拘束力のある保証書（保証表示）」のみが含まれることを明らかにした。そのうえで、本件のようなリンクを貼る行為そのものは単なる「申込みの誘引」にすぎないとした。したがって、本件では、売主（Y）による「保証」の提供は認められず、売主（Y）の情報提供義務も存しないとされた。

この点に関しても、本件の事実関係から判断すれば、本件の Y が製造者保証を含むリンクを A の申込みサイトに貼ったことをもって「法的拘束力のある保証書」を交付したとまでは評価できず、結論として Y の情報提供義務違反を否定した BGH の判断は妥当であったと思われる。

3 補足的検討 —— 通信取引契約上の情報提供義務の範囲

本件では、通信取引契約に基づく情報提供義務が BGH によって否定されたため、売主の情報提供義務の「範囲」の問題を検討する必要は必ずしもない。もっとも、情報提供義務の範囲に関する問題について従来の下級審及び学説では様々に異なる見解が示されていたため⁽²¹⁾、本判決を機に情報提供義務の範囲に関する問題をその根拠とともに検討しておくことには理論的及び実務的な観点から一定の意味があると考えられる。そこで、本稿の検討の最後に、本判決に影響を与えた EuGH 判決を参照しつつ、通信取引契約上の情報提供義務の範囲についても補足的な検討を行いたい。

EuGH によれば、通信取引契約に関する「契約締結前の情報提供義務の内容」について定める消費者権利指令（2011/83/EU）第 6 条第 1 項 (m) の規定（ドイツ法における BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文、EGBGB 旧第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号に相当する規定）は、「保証に含めるべき

(21) 拙稿・前掲注(2)316-317 頁も参照。

内容」について定める消費動産売買指令（1999/44/EC）第6条第2項の規定（ドイツ法におけるBGB第479条第1項に相当する規定）とは「異なる目的」をもつとし、指令2011/83第6条第1項(m)に基づく契約締結前の情報提供義務の内容は必ずしも指令1999/44第6条第2項に定める内容と一致するわけではないという。そのうえで、EuGHは、「事業者は、指令2011/83第6条第1項(m)に従い、『当該保証の存在及びその条件』に関する情報のみを提供すればよく、保証内容すべてについて情報提供する必要はない」と判示した。

このEuGH判決に従うと、売主（事業者）の情報提供義務の範囲を明らかにするうえで、とりわけ「保証の条件」をどのように理解すべきかが問題となる。この点、EuGHによれば、指令1999/44/EC第6条第2項の1つ目のダッシュに定める「法定保証の権利に影響を及ぼさないこと」は、事業者の情報提供義務の内容に含まれない。一方で、同条項の2つ目のダッシュに定める内容（「保証の内容」及び「保証を利用する上で必要となる重要な事項——特に、保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲——」）は「保証の条件」に該当するものであり、契約締結前の情報提供義務の内容に含まれる。また、同条項の2つ目のダッシュに定める「保証者の名称及び住所」も「保証の条件」に関連する情報として情報提供義務の対象となる⁽²³⁾。さらに、注意すべきこととして、「保証を利用する上で必要となる重要な事項」として掲げられる「保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲」は「例示列举」であることから（「特に」の文言を参照⁽²⁴⁾）、売主（事業者）は上記以外の情報の提供も必要に応じて義務づけられる可能性がある。EuGHによると、製造者保証に関する契約締結前の情報は「消費者が事業者との間の契約上の拘束に入るかどうかを決定できるために」必要となるものであるから、売主（事業者）はこの観点から⁽²⁵⁾

(22) EuGH, (Fn. 3) Rn. 59.; 拙稿・前掲注(3)127頁も参照。

(23) EuGH, (Fn. 3) Rn. 61.; 拙稿・前掲注(3)127頁も参照。

(24) EuGH, (Fn. 3) Rn. 62.; 拙稿・前掲注(3)127-128頁も参照。

(25) EuGH, (Fn. 3) Rn. 53, 63.; 拙稿・前掲注(3)125-126頁、128頁も参照。

オンライン販売業者が製造者保証に関する情報提供義務を負うか否かにつきこれを否定した事例
みて必要な範囲で関連するすべての情報——商品が破損した場合の修理
場所や保証が制限を受ける可能性等を含む——を提供する義務を負う。⁽²⁶⁾

上記の EuGH の考え方は、今後、売主（事業者）の情報提供義務が肯
定される事案において、当該義務の範囲を判断する際の指針を提供するこ
ととなるだろう。

VI おわりに

近年、インターネット取引プラットフォームを介した商品の販売が国内
外を問わず活発に行われている。こうした中、インターネット取引プラッ
トフォームを介した取引に特有の法的問題が様々な形で生じている。本稿
で検討した事案では、事業者と消費者が対面せずに取引を行う通信販売契
約において、製造者保証（メーカー保証）に関する情報提供義務を売主
（事業者）が負うか否かが争点となった。消費者は、商品やサービスの品
質のみならず、「製造者保証」（メーカー保証）の存在やその条件について
売主（事業者）から情報提供されることについて一定の期待を有する。一
方で、売主（事業者）も、取引を行ううえで、みずから製造者保証に関す
る情報提供義務を負うかどうか、また仮に負うとした場合にその範囲はど
こまで及ぶのが明確になることについて一定の期待を有する。本件の難
しい問題は、売主（事業者）と製造者が異なる法主体であることを情報提
供義務の存否を判断する上でどのように評価するのかという点にある。売
主（事業者）が「製造者保証」に関する情報提供義務を負うことは消費者
の商品購入の意思決定を支援するうえで不可欠であると解するなら、売主
（事業者）の情報提供義務を肯定するのが望ましいということになるだろ
う。しかし他方で、製造者保証の内容が製造者ごとにかなり異なっている
こと（その内容や形式が統一化されていないこと）や膨大な量の商品がイ
ンターネット取引プラットフォーム上で提供されており、しかも製造者が

(26) EuGH, (Fn. 3) Rn. 64.; 拙稿・前掲注(3)128頁も参照。

保証内容を頻繁に変更（更新）することがあること等に鑑みると、売主（事業者）がすべての場合に製造者保証について正確な情報提供を行うのは実際上困難であるという事情もある⁽²⁷⁾。こうした中、本判決は、第1に、「通信取引契約上の情報提供義務」について、消費者が当該情報を提供されることについて「正当な期待」を有する場合にのみ売主（事業者）が情報提供義務を負うとすることで、売主（事業者）と消費者との間の利益のバランスをとる判断を示した。また、「保証の提供に基づく情報提供義務」についても、「法的拘束力のある保証書」が交付されたと評価できる場合にのみ売主（事業者）の情報提供義務が生ずると解することによって両当事者の利益を適切に調整する判断を示した。従来、ドイツの下級審及び学説で見解が分かれていた売主（事業者）の情報提供義務をめぐる問題についてBGHがはじめて判断を示したことには重要な意義が認められる。

ところで、本件のような問題は、日本法の下でも同様に生じるように思われる。例えば、① インターネット取引プラットフォームを介した通信販売契約において、売主（事業者）は製造者保証（メーカー保証）に関する情報提供義務を負うと解されるかどうか。また、売主（事業者）が情報提供義務を負う場合には、その内容・範囲はどこまで及ぶのか。さらに、② インターネット取引プラットフォームを介した通信販売契約において、売主は「保証」の提供を理由に製造者保証に関する情報提供義務を負うことがあるのかどうか。このような問題は日本法の下ではこれまで必ずしも議論されてこなかった。しかし、本稿の比較法的検討に照らすと、上記のような問題は—— 国境を越えた取引が一般化するにつれ—— 今後わが国においても生じてくるように思われる。本稿での検討を通じてインターネット取引プラットフォームを介した通信販売契約にかかる法的問題の一端を明らかにすることができたなら幸いである。

(27) Schirnbacher in Spindler/Schuster, Recht der elektronischen Medien, 4. Aufl., Art. 246a EGBGB Rn. 80 も参照。他の見解も含めて、情報提供義務肯定説と否定説の整理について、拙稿・前掲注(2)も参照。

オンライン販売業者が製造者保証に関する情報提供義務を負うか否かにつきこれを否定した事例

【関連条文】

消費者権利指令（2011/83/EU）第6条（通信取引契約又は事業所外で締結される契約の場合の情報提供義務）

第1項 消費者が通信取引契約若しくは事業所外で締結される契約、又はこれに類する契約の申込みに拘束される前に、事業者は、消費者に対し、次の各号に定める情報を明確かつ理解しやすい形で提供するものとする。

(a)～(l)（略）

(m) 該当する場合には、カスタマーサービス、アフターサービス、並びに、商業保証の存在及びその条件

(n)～(t)（略）

消費動産売買指令（1999/44/EC）第6条（保証）

第1項 保証は、保証書及びそれに関する広告に定める条件で、その保証を提供する者を拘束する。

第2項 保証は、次に掲げる内容を含むものでなければならない。

一 消費者が消費動産売買に関して適用される国内の法規定の下で法律上の権利を有することを説明し、かつ、この権利が保証によって影響を受けないことを明確にすること。

一 簡単かつ理解しやすい文言で、保証の内容及び保証を利用する上で必要となる重要な事項、特に、保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲、並びに、保証者の名称及び住所を提供すること。

第3項～第5項（略）

BGB 第312d条第1項第1文

事業者は、営業所外契約及び通信販売契約において、民法導入法第246a条に従い情報を提供する義務を負う。

BGB 旧第 443 条 (保証)⁽²⁸⁾

第 1 項 売主又は第三者が物の性状について、又は物が一定期間に特定の性状を有すること（耐久性保証）について保証を引き受けたときは、買主は、法律上の権利にかかわらず、保証書及び関連する広告に定められた条件により、保証を与えた者に対し、保証に基づく権利を有するものとする。

第 2 項（略）

BGB 現第 443 条 (保証)⁽²⁹⁾

第 1 項 売主、製造者又はその他の第三者が、売買契約の締結前に若しくはその締結時に利用可能であった表示若しくは関連する広告において、物がその表示若しくは関連する広告に記載される性状を有せず、又は瑕疵がないこと以外の要求を満たさない場合に、法律上の瑕疵責任に加えて、特に、売買代金を返還し、その物を交換し、修補し、又はこれに関連するサービスを提供する義務を約したときは（保証）、買主は、保証を与えた者（保証者）に対し、法律上の権利にかかわらず、保証に基づく権利を有するものとする。

第 2 項（略）

BGB 旧第 479 条 (保証に関する特則)⁽³⁰⁾

第 1 項 保証書（第 443 条）は、簡単かつ理解しやすい方法で作成しなければならない。保証書は、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

1. 消費者の法律上の権利及びこの権利は保証によって制限を受けないことの説明
2. 保証の内容及び保証を行使するために必要なすべての重要な情報、

(28) この規定は、2002 年 1 月 1 日以降に締結された契約であり、かつ、2014 年 6 月 13 日より前に締結された契約に適用される。

(29) この規定は、2014 年 6 月 13 日以降に締結される契約に適用される。

(30) この規定は、2018 年 1 月 1 日以降に締結された契約であり、かつ、2021 年 12 月 31 日までに締結された契約に適用される。

オンライン販売業者が製造者保証に関する情報提供義務を負うか否かにつきこれを否定した事例

特に、保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲、並びに、保証者の名称及び住所

第2項～第3項（略）

BGB 新第 479 条（保証に関する⁽³¹⁾特則）

第1項 保証書（第 443 条）は、簡単かつ理解しやすい方法で作成しなければならない。保証書は、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

1. 瑕疵がある場合の消費者の法律上の権利、この権利の利用は無償であること、及びこの権利は保証によって制限を受けないことの説明
2. 保証者の名称及び住所
3. 消費者が保証を行使する上で従うべき手続
4. 保証の対象となる物品の名称
5. 保証の条件、特に、保証による保護が及ぶ期間及び地理的適用範囲

第2項～第4項（略）

EGBGB 第 246a 条 § 1（情報提供義務）

第1項 事業者は、民法第 312d 条第1項に基づいて、消費者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

（略）

9. 該当する場合には、カスタマーサービス、アフターサービスの給付及び商業保証の存在及びその条件

（略）

UWG 第 3 条（不正な取引行為の禁止）

第1項 不正な取引行為は、許されない。

第2項～第4項（略）

(31) この規定は、2022年1月1日以降に締結される契約に適用される。

UWG 第 3a 条 (法違反)

法律の規定に違反する者は、その規定が市場参加者の利益のために市場行動を規律することを有するものであり、かつ、その違反行為が消費者その他の市場参加者又は競争事業者の利益に軽微でない影響を及ぼすときは、不正に行為したものとす。

UWG 第 5a 条 (不作為による誤認惹起)

第 1 項 次の各号に掲げる重要な情報を提供しないことによって、消費者その他の市場参加者の誤認を惹起する者も、不正に行為したものとす。

- 1 消費者が情報を得た上で取引上の決定を行うために、その状況に応じ必要となる情報
- 2 これが提供されていれば行わなかつたであろう取引上の決定を消費者にさせる可能性がある情報

第 2 項 次に掲げる場合にも、重要な情報を提供しなかつたものとす。

- 1 重要な情報を隠匿したとき。
- 2 重要な情報を不明確で、分かりにくく、又は多義的な方法で提供したとき。
- 3 重要な情報を適切ではない時期に提供したとき。

第 3 項 重要な情報が提供されなかつたかどうかを判断する場合には、次の各号に掲げる事情を考慮す。

- 1 取引行為のために選択された通信手段による空間的又は時間的な制限
- 2 第 1 号に基づく通信手段による以外の方法で消費者に情報を提供するために事業者が講じる措置

第 4 項 取引上の行為の営利目的を示さなかつた者は、このことが諸事情から直接に明らかにならず、かつ、これによって消費者にこれがなければ行わなかつたであろう取引上の決定をさせる場合には、不正に行為したものとす。行為者が他の事業者のために行為する場合において、行為に対する対価又はそれに類する反対給付を他の事業者から受領せず、又は約束されていないときは、営利目的はないものとす。反対給付は、受領し、

オンライン販売業者が製造者保証に関する情報提供義務を負うか否かにつきこれを否定した事例又は約されたものと推定する。ただし、行為者が、反対給付を受領しなかったことを疎明したときは、この限りでない。

UWG 第 8 条（妨害排除及び差止め）

第 1 項 第 3 条又は第 7 条に従って許されない取引行為を行った者に対し、妨害排除請求及び反復の危険がある場合には差止請求をすることができる。差止請求権は、第 3 条又は第 7 条に対する違反のおそれがある場合に生じる。

第 2 項～第 5 項（略）

* 本研究は JSPS 科研費 JP21H00670 の助成を受けたものである。